



宮古島市公告第 132 号

県営下南最寄地区土地改良事業（区画整理）の計画の概要の公告

県営下南最寄地区土地改良事業（区画整理）の計画の概要の公告依頼が
施行申請人代表 宮古島市城辺字下里添376番地2 津波古 幸男よりあり
ましたので、土地改良法第85条第6項の規定に基づき別紙のとおり公告します。

令和6年12月3日

宮古島市長

座喜味 一幸



- 縦覧期間 自：令和6年12月4日 (20日間)
至：令和7年1月7日
- 縦覧場所 宮古島市役所 農林水産部 農村整備課

公 告

この度、宮古島市城辺字下里添及び砂川の区域の一部を受益地域とする下南最寄地区土地改良事業（区画整理）を県営土地改良事業として施行するため、宮古島市長と当該土地改良事業の計画の概要について協議を行うこととしたので、土地改良法第85条第6項の規定によりこの旨を公告し、下記により関係書類を縦覧に供する。

なお、宮古島市長と協議に用いる予定の当該土地改良事業の計画の概要について意見のある者は、土地改良法第85条第7項の規定に基づき、下記により意見書の提出を願いたい。

令和6年12月3日

県営下南最寄地区土地改良事業施行申請人

代表者 住 所 宮古島市城辺字下里添376番地2

氏 名 津波古 幸男



記

- 縦覧に供する書類 県営下南最寄地区土地改良事業の計画の概要
- 縦覧に供する期間 令和6年12月4日から令和7年1月7日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所 農林水産部 農村整備課
- 意見書の提出方法 当該土地改良事業の計画の概要に対する意見書を作成し、宮古島市役所農村整備課にて当該土地改良事業施行申請人あて提出する。なお、意見書に記載すべき事項については、別添「意見書様式」のとおりとする。
- 意見書の提出期間 縦覧に供した日から縦覧期間満了の日まで